

総務委員会資料

令和4年第2回定例会提出予定議案の説明

議案第51号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年2月9日
総務企画局

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u><削る></u></p> <p><u>(ア)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(イ)</u> 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」</p>	<p>○川崎市職員の育児休業等に関する条例 平成4年3月30日条例第2号 (育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第26条の6第7項又は育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員</p> <p>(2) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員</p> <p>(3) 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年川崎市条例第57号)第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>(イ)</u> その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4に規定する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p><u>(ウ)</u> 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</p> <p>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号及び同条において「1歳到達日」</p>

改正後	改正前
<p>という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (部分休業をすることができない職員)</p>	<p>という。) (当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員(その養育する子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</p> <p>エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの (部分休業をすることができない職員)</p>
<p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める</u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p><u><削る></u></p> <p><u><削る></u></p>	<p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u>非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。))を除く。)</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p>
<p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第26条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出た場合は、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、</u></p>	<p><u><新設></u></p>

改正後	改正前
<p><u>当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p><u>第27条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p><u>(2) 育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第28条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p><新設></p> <p>(委任)</p> <p><u>第26条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>